

令和元年度 事務事業総点検シート(1)  
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類		基礎点検	
事務事業名		建築物衛生・水道・浄化槽監視指導事業		B 法定義務等事業	
担当部署名		健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課		シート番号	
		健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課		11-247	
		健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課		評価責任者(課長名)	
		健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課		野田	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 45 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則・水道法・水道法施行令・水道法施行規則・水質基準に関する省令・水道施設の技術的基準を定める省令・浄化槽法・浄化槽法施行令・環境省関係浄化槽法施行規則・浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令・堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例・堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則・大阪府特設水道条例・堺市専用水道管理運営指導要綱・堺市簡易専用水道管理運営指導要綱・堺市小規模貯水槽水道管理運営指導要綱			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	昭和45年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」が制定され、昭和53年に「水道法」が改正され、簡易専用水道に関する規定が設けられた。平成3年には「行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律」により、専用水道に関する事務が委譲された。浄化槽に関しては従来、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されていたが、昭和58年に「浄化槽法」が制定された。特定建築物、水道施設(専用水道・簡易専用水道等)及び浄化槽に関して、関係施設の安全性の確保や衛生水準の向上を図るため、法施行時より監視指導業務を行っている。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	特定建築物、水道施設(専用水道・簡易専用水道等)及び浄化槽の設置者(所有者)及び管理者。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	・特定建築物(興行場、百貨店、事務所、学校等、多数の者が利用する相当程度の規模を有する建築物)においては、良好な環境を保持できるようにする。 ・水道施設においては、適正な維持管理及び安全な水道水の確保を図る。 ・浄化槽においては、適正な維持管理及び公共用水域の環境保全に寄与する。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	・特定建築物においては、定期的な監視指導を実施することにより、衛生的な環境の確保を図る。 ・水道施設においては、採水検査を含む監視指導を実施すると共に、維持管理・法定検査受検の啓発を行う。 ・浄化槽においては、定期検査・清掃・保守点検等の維持管理について指導・啓発を行う。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	事業費(a)	千円	2,098	2,417	2,526	2,710	
	主な事業費内訳	検査手数料	千円	1,644	1,759	1,978	1,970
		残留塩素測定試薬、検知管等(消耗品費)	千円	198	154	193	201
		会議等出張旅費	千円	212	192	127	263
		備品購入費	千円	0	222	0	0
		国・府支出金	千円	107	160	250	81
	財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他(環境衛生手数料)	千円	389	487	316	242
		一般財源	千円	1,602	1,770	1,960	2,387
12	人件費(b)	千円	24,001	30,340	23,837	25,757	
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	26,099	32,757	26,363	28,467	